

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会(以下「法人」という)の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。役員等とは理事、監事、顧問、評議員を指す。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対しては、1回の会議出席に対して、5,000円の報酬を支給する。

- 2 前項に関わらず、職員を兼務する理事長・常務理事には報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、監事会、評議員会ならびにその他の会議や法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 法人の施設で行われる理事会、監事会、評議員会ならびにその他の会議に出席したときの費用弁償は、次の通りとする。

1回 2,600円

- 3 出張したときの費用弁償は「社会福祉法人ひまわり会旅費規程」に定める。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

(付則)

この規程は、平成14年3月25日から施行する。

この規程は、平成15年12月1日から改正して施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改正して施行する

この規程は、平成29年6月17日から改正して施行する。

この規程は、平成29年度に開催する理事会・評議員会から適用する。

この規程は、令和元年7月1日から改正して施行する。